

群馬県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成28年3月24日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

## 群馬県後期高齢者医療広域連合規則第3号

### 群馬県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則

群馬県後期高齢者医療広域連合契約規則(平成19年広域連合規則第12号)の一部を次のように改正する。

第12条第2号を次のように改める。

- (2) 第5条の規定により、あらかじめ公告した資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第27条第2号を次のように改める。

- (2) 予定価格を定めることが困難又は不相当と認められるもの

第34条中第7号を第8号とし、同条第6号を次のように改める。

- (7) 随意契約を締結する場合において、当該契約が確実に履行されると認められるとき。

第34条中第5号を第6号とし、同条第4号中「令第169条の4第2項の規定により」を「法令に基づき」に、「される」を「された」に改め、同号を第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 前号に定める場合のほか、一般競争入札又は指名競争入札による契約を締結する場合において、当該契約が確実に履行されると認められるとき。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。